

保険料に関する Q&A

預金保険機構

平成 18 年 5 月

はじめに

昭和 46 年の預金保険制度の創設以来、預金保険機構は各金融機関からの預金保険料を主たる収入源として制度運営を行ってきました。この間何度か預金保険法の改正があり、平成 17 年 4 月からはペイオフ解禁の範囲が拡大され、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 つの要件を全て満たす「決済用預金」に該当する預金のみが全額保護となりました。特にここ数年は「期末残から営業日平残への変更」「全額保護される決済債務の導入」等保険料納付実務に大きな影響のある改正が行われました。

また、平成 15 年 1 月からは預金保険法第 137 条第 6 項第 1 号に基づく「預金保険料の納付の適正性に関する検査」も開始され、保険料納付実務に関するさまざまな質問が寄せられております。

そこで今までに寄せられた質問と回答を中心に「Q&A」の形にまとめることとしました。第 1 編では基本的・一般的なものを中心に、第 2 編では近時実際に金融機関から寄せられた具体例を中心にまとめてあります。この Q&A 集が少しでも預金保険料の適正納付に資すれば幸いです。

目 次

第 1 編

1. 対象金融機関について

(Q1-1) 預金保険制度の対象となる金融機関（金融機関預金に該当する金融機関）はどこか。

2. 計算対象預金について

(Q2-1) 海外支店の預金等については計算対象とすべきか否か。

(Q2-2) 非居住者円預金については計算対象とすべきか否か。

(Q2-3) 財形貯蓄や確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等は、計算対象とすべきか否か。

3. 特定決済債務等

(Q3-1) 「決済用預金」とはどのような預金か。

(Q3-2) 全額保護される決済債務とはどのようなものか。

(Q3-3) 決済債務として全額保護される「為替取引に関し金融機関が負担する債務」に係る資金とはどのようなものか。

(Q3-4) 決済債務として全額保護される「手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券又は証書について手形交換所における提示に基づき行われる取引に関し金融機関が負担する債務」に係る資金とはどのようなものか。

(Q3-5) 決済債務として全額保護される「金融機関が自己宛に振り出した小切手に係る取引に関し金融機関が負担する債務」に係る資金とはどのようなものか。

(Q3-6) 決済債務の対象から除かれる「金融機関が業として行う取引」とはどのような取引か。

第 2 編

1. 営業日平残について

- (Q1-1) 平成○年度に新たに設立された当該金融機関は、○年度途中の△月×日に営業開始した。保険料については4月1日からではなく△月×日からの預金平残に基づいて計算すべきか、あるいは4月1日から計算すべきか。
- (Q1-2) 信託業務自体は従前から行っているが、預金業務については、平成17年△月×日から開始した。
平成18年度預金保険料の計算対象は△月×日からとすればよいか。

2. 保険料の額の計算上除かれる預金等について

- (Q2-1) 「仮名・借名預金は保険金支払いの対象外」と承知しているが、仮名・借名預金は、「除かれる預金等」に該当するのか。
- (Q2-2) 担保手形を資金化した場合の預金（別段預金）は「除かれる預金等」に該当するか。
- (Q2-3) 自己宛小切手の代り金（別段預金）は「除かれる預金等」に該当するか。
- (Q2-4) 口座振替の手数料を徴収する際、一旦取りまとめ店の別段預金のMT手数料口に入金させたうえで、月締め或いは3～4営業日後に取引支店へ振込み処理をしている。
当該別段預金は、「金融機関預金」として「除かれる預金等」に該当するのか。
- (Q2-5) 不渡異議申立預託金は「金融機関預金」に該当するか。
- (Q2-6) 不渡異議申立提供金は「金融機関預金」に該当するか。

3. 特定決済債務等

- (Q3-1) 特定決済債務となるものについて、仮受金等の等とは何か。
- (Q3-2) 保険料計算書において、自己宛小切手に関する資金（別段預金である金融機関預金）は、一旦「Ⅱ 除かれる預金等」で除外した上で、「Ⅴ 特定決済債務」に計上すればよいのか。

4. その他

- (Q4-1) 破綻金融機関から事業譲渡を受けた際、預金者宛連絡不能のため返戻できなかつた解約金を別段預金として受入れているが、これらは「金融機関預金」として「除かれる預金等」に該当するのか。

第 1 編

1. 対象金融機関について

(Q1-1) 預金保険制度の対象となる金融機関（金融機関預金に該当する金融機関）はどこか。

(A1-1)

預金保険制度の対象となる金融機関は、日本国内に本店のある次の金融機関である（預金保険法第2条第1項各号参照）。

- ・ 銀行法に規定する銀行
- ・ 長期信用銀行法に規定する長期信用銀行
- ・ 信用金庫
- ・ 信用組合
- ・ 労働金庫
- ・ 信金中央金庫
- ・ 全国信用協同組合連合会
- ・ 労働金庫連合会
- ・ 商工組合中央金庫

(注) 政府系金融機関、外国銀行の在日支店、農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、生命保険会社、損害保険会社、証券会社等は、預金保険法上の「金融機関」ではなく、これらから受入れた預金は「金融機関預金」には当たらないため、保険料計算上「除かれる預金等」には該当しない。

2. 計算対象預金について

(Q2-1) 海外支店の預金等については計算対象とすべきか否か。

(A2-1)

日本国内に本店を有する金融機関の海外支店で受け入れる預金等は付保対象外であり、計算対象としなくてよい。

(Q2-2) 非居住者円預金については計算対象とすべきか否か。

(A2-2)

非居住者円預金も預金保険制度の対象預金であるから、計算対象としなくてはならない。

(Q2-3) 財形貯蓄や確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等は、計算対象とすべきか否か。

(A2-3)

財形貯蓄の中で、保険の対象となる預金等を用いているものはその預金等の範囲内で計算対象となる。

確定拠出年金の積立金の中で、保険の対象となる預金等で運用されている場合は、その預金等の部分が計算対象となる（預金保険法第 54 条の 3 参照）。

なお、当該部分は「金融機関から受け入れた預金等」とはならず、「除かれる預金等」には該当しない（預金保険法施行令第 3 条第 4 号及び第 3 条の 2 第 4 号参照）。

3. 特定決済債務等

(Q3-1) 「決済用預金」とはどのような預金か。

(A3-1)

決済用預金とは、①決済サービスを提供できること、②預金者が払戻しをいつでも請求できること、③利息がつかないこと、という3要件を満たす預金で、当座預金、無利息の普通預金、別段預金の一部がこれに該当する（預金保険法第51条の2参照）。

(参考) 預金保険法第51条の2（決済用預金に係る保険料の額）

次に掲げる要件のすべてに該当する預金（外貨預金その他政令で定める預金を除く。以下「決済用預金」という。）に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日における決済用預金の額の合計額を平均した額を12で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率を乗じて計算した金額とする。

- 一 その契約又は取引慣行に基づき第69条の2第1項に規定する政令で定める取引に用いることができるものであること。
- 二 その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること。
- 三 利息が付されていないものであること。

(Q3-2) 全額保護される決済債務とはどのようなものか。

(A3-2)

決済債務とは、法令によれば、金融機関が行う資金決済に係る取引（注1）として金融機関が負担する債務（注2）と定義されている（預金保険法第69条の2、預金保険法施行令第14条の8、9及び10参照）。

例えば、金融機関が破綻前に顧客から振込の依頼を受けているものの、顧客から受け入れた資金が振込先へ移動していない取引に係る債務がこれに該当する。

（注1）金融機関が行う資金決済に係る取引とは次のとおり。

- ① 為替取引
- ② 手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券又は証書について手形交換所における提示に基づき行われる取引
- ③ 小切手法（昭和8年法律第57号）第6条第3項の規定により金融機関が自己宛に振り出した小切手に係る取引

（注2）金融機関が負担する債務とは次のとおり。

- ① 金融機関が業として行う取引以外の取引に起因するもの
- ② 金融業を営む者が業として行う取引以外の取引に基づくものであって、当該者の委託に起因するもの
- ③ 金融機関が自己宛に振り出した小切手に係る取引に起因するもの

(参考) 預金保険法第 69 条の 2 (決済債務の保護)

為替取引その他の金融機関が行う資金決済に係る取引として政令で定める取引に関し金融機関が負担する債務（外国通貨で支払が行われるものを除き、金融機関その他の金融業を営む者で政令で定める者以外の者の委託に起因するものその他政令で定めるものに限る。以下この章において「決済債務」という。）であつて、かつ、支払対象決済用預金の払戻しを行う場合に消滅するもの以外のもの（以下この項及び次条第 1 項において「特定決済債務」という。）については、これを支払対象決済用預金に係る債務と、特定決済債務に係る債権を支払対象決済用預金に係る債権と、特定決済債務に係る債権者を預金者と、特定決済債務の額を支払対象決済用預金の額と、特定決済債務の弁済を支払対象決済用預金の払戻しとそれぞれみなして、この法律の規定（第 58 条の 2、この章及び第 73 条の規定並びに第 127 条の規定及び当該規定に係る罰則を除く。）を適用する。・・・以下省略

(参考) 預金保険法施行令第 14 条の 8 (金融機関が行う資金決済に係る取引)

法第 69 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 為替取引

二 手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券又は証書について手形交換所における提示に基づき行われる取引

三 小切手法（昭和 8 年法律第 57 号）第 6 条第 3 項の規定により金融機関が自己宛に振り出した小切手に係る取引

(参考) 預金保険法施行令第 14 条の 9 (金融業を営む者)

法第 69 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 金融機関
- 二 銀行法 (昭和 56 年法律第 59 号) 第 47 条第 2 項に規定する外国銀行支店
- 三 農業協同組合法 (昭和 22 年法律第 132 号) 第 10 条第 1 項第 3 号の事業を行う農業協同組合
- 四 農業協同組合法第 10 条第 1 項第 3 号の事業を行う農業協同組合連合会
- 五 水産業協同組合法 (昭和 23 年法律第 242 号) 第 11 条第 1 項第 4 号の事業を行う漁業協同組合
- 六 水産業協同組合法第 87 条第 1 項第 4 号の事業を行う漁業協同組合連合会
- 七 水産業協同組合法第 93 条第 1 項第 2 号の事業を行う水産加工業協同組合
- 八 水産業協同組合法第 97 条第 1 項第 2 号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
- 九 農林中央金庫

(参考) 預金保険法施行令第 14 条の 10 (金融機関が負担する債務)

法第 69 条の 2 第 1 項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融機関が業として行う取引以外の取引に起因するもの
- 二 前条各号に掲げる者が業として行う取引以外の取引に基づくものであって、当該者の委託に起因するもの
- 三 第 14 条の 8 第 3 号に掲げる取引に起因するもの

(Q3-3) 決済債務として全額保護される「為替取引に関し金融機関が負担する債務」に係る資金とはどのようなものか。

(A3-3)

顧客からの依頼に基づいて隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する取引を行うため、金融機関が当該顧客（またはその取引金融機関）から受け入れ、未だ受け取るべき者（またはその取引金融機関）に支払っていない資金、または当該取引に関する費用等の支払資金のことである。

(該当する例)

- ・ 振込、送金、口座振替等の依頼に基づいて顧客から受け入れた資金
(注 1) 有価証券の売買、預金の受け入れ、資金の貸付け等の業務に伴い、顧客から受け入れた、または顧客に支払うための資金その他金融機関内部の事務処理に係る資金を含まない。
(注 2) 売渡外国為替、未払外国為替等は、邦貨建てのものに限る。
- ・ 国、地方公共団体等の金銭の収納、代理貸付、有価証券の売買の媒介、株式払込金の保管、複数の金融機関間での決済資金中継事務等の業務に関して受け入れた資金
- ・ 現金自動支払機等の相互利用等による現金入出金業務、デビットカードサービス業務等に係る金融機関等との間の提携により生ずる債務の履行のための支払資金

(参考) 銀行法第2条第2項

この法律において「銀行業」とは、次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金の受入れと資金の貸付け又は手形の割引とを併せ行うこと。
- 二 為替取引を行うこと。

(参考) 為替取引に関する事例の判例

平成12年(あ)第873号 同13年3月12日最高裁第3小法廷決定

○決定要旨

銀行法第2条第2項第2号にいう「為替取引を行うこと」とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう。

(Q3-4) 決済債務として全額保護される「手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券又は証書について手形交換所における提示に基づき行われる取引に関し金融機関が負担する債務」に係る資金とはどのようなものか。

(A3-4)

手形交換所において、手形、小切手等の提(呈)示が行われたことに基づく金融機関等の間の資金決済のための支払資金(代理交換を含む)のことである。

(該当する例)

- ・ 交換提示に基づく資金決済のための支払資金
- ・ 不渡手形返還に伴う資金決済のための支払資金
- ・ 不渡異議申立預託金

(Q3-5) 決済債務として全額保護される「金融機関が自己宛に振り出した小切手に係る取引に関し金融機関が負担する債務」に係る資金とはどのようなものか。

(A3-5)

金融機関が自己宛に振り出した小切手を顧客に売却した場合に売買代金として受け入れた当該小切手の提(呈)示に基づく支払に充てるための資金のことである。

(該当する例)

- ・ 預手の提示に基づく支払に充てるための資金
- ・ 送手の提示に基づく支払に充てるための資金

(Q3-6) 決済債務の対象から除かれる「金融機関が業として行う取引」とはどのような取引か。

(A3-6)

金融機関の業務に伴い派生した取引を除き、反復継続する意思をもって行う取引のことである。

(業として行う取引に該当する例)

- ・ 金融機関間で行う資金取引

(業として行う取引に該当しない例)

- ・ 水道光熱費、事務委託費の支払

第 2 編

1. 営業日平残について

(Q1-1) 平成○年度に新たに設立された当該金融機関は、○年度途中の△月×日に営業開始した。保険料については4月1日からではなく△月×日からの預金平残に基づいて計算すべきか、あるいは4月1日から計算すべきか。

(A1-1)

預金保険法第51条第1項には「事業年度の各日」と規定されており、その趣旨は「預金受入れ業務が開始された以降の各営業日」とするのが相当である。

4月1日から△月×日までは営業前であり預金がないため、△月×日からの預金平残に基づいて計算すべきである。

(参考) 預金保険法第51条第1項（一般預金等に係る保険料の額）

預金等（決済用預金（次条第1項に規定する決済用預金をいう。次項において同じ。）以外の預金等に限るものとし、外貨預金その他政令で定める預金等を除く。以下「一般預金等」という。）に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日（銀行法第15条第1項（長期信用銀行法第17条、信用金庫法第89条第1項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和24年法律第183号）第6条第1項及び労働金庫法（昭和28年法律第227号）第94条第1項において準用する場合を含む。）に規定する休日を除く。次条第1項において同じ。）における一般預金等の額の合計額を平均した額を12で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率（以下この条において「保険料率」という。）を乗じて計算した金額とする。

(Q1-2) 信託業務自体は従前から行っているが、預金業務については、平成 17 年△月×日から開始した。
平成 18 年度預金保険料の計算対象は△月×日からとすればよいか。

(A1-2)

預金保険法第 51 条第 1 項には「事業年度の各日」と規定されており、その趣旨は「預金受入れ業務が開始された以降の各営業日」とするのが相当である。

当該金融機関については、信託業務自体は、従前から行っているが、預金業務については、平成 17 年△月×日から行っているものであり、平成 18 年度預金保険料の計算対象は△月×日からとすべきである。

(参考) 預金保険法第 51 条第 1 項 (一般預金等に係る保険料の額)

預金等 (決済用預金 (次条第 1 項に規定する決済用預金をいう。次項において同じ。)) 以外の預金等に限るものとし、外貨預金その他政令で定める預金等を除く。以下「一般預金等」という。) に係る保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の各日 (銀行法第 15 条第 1 項 (長期信用銀行法第 17 条、信用金庫法第 89 条第 1 項、協同組合による金融事業に関する法律 (昭和 24 年法律第 183 号) 第 6 条第 1 項及び労働金庫法 (昭和 28 年法律第 227 号) 第 94 条第 1 項において準用する場合を含む。)) に規定する休日を除く。次条第 1 項において同じ。) における一般預金等の額の合計額を平均した額を 12 で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率 (以下この条において「保険料率」という。) を乗じて計算した金額とする。

2. 保険料の額の計算上除かれる預金等について

(Q2-1) 「仮名・借名預金は保険金支払いの対象外」と承知しているが、仮名・借名預金は、「除かれる預金等」に該当するのか。

(A2-1)

保険料の額の計算上除かれる預金等については、預金保険法施行令第3条及び第3条の2に定められているが、「預金等に係る証書が無記名式である預金等」などに限定されており、仮名・借名預金は含まれないため「除かれる預金等」には該当しない。

「仮名・借名預金が保険金支払いの対象外」というのは、預金保険法施行令第6条及び第7条で保険金の額の計算上除かれる預金等に該当することを指しているものである。

(参考) 預金保険法施行令第3条（一般預金等に係る保険料の額の計算上除かれる預金等）及び第3条の2（決済用預金に係る保険料の額の計算上除かれる預金等）

(第3条)

法第51条第1項に規定する政令で定める預金等は、次に掲げる預金等で、法第50条第1項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。

一～六、八 省略

七 預金等（法第2条第2項第5号に掲げるものを除く。）に係る証書（貸付信託法（昭和27年法律第195号）第2条第2項に規定する受益証券を含む。）が無記名式である預金等

(第3条の2)

法第51条の2第1項に規定する政令で定める預金は、次に掲げる預金で、法第50条第1項の規定により金融機関が提出する同項の書類に記載されたものとする。

一～五 省略

六 預金に係る証書が無記名式である預金

(参考) 預金保険法施行令第 6 条 (保険金の額の計算上除かれる一般預金等)
及び第 7 条 (保険金の額の計算上除かれる決済用預金)

(第 6 条)

法第 54 条第 1 項に規定する政令で定める一般預金等は、一般預金等 (法第 51 条第 1 項に規定する一般預金等をいう。以下同じ。) のうち次に掲げる預金等に該当するものとする。

- 一 他人 (仮設人を含む。) の名義をもって有している預金等
- 二 省略

(第 7 条)

法第 54 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める決済用預金は、決済用預金 (法第 51 条の 2 第 1 項に規定する決済用預金をいう。以下同じ。) のうち次に掲げる預金に該当するものとする。

- 一 他人 (仮設人を含む。) の名義をもって有している預金
- 二 省略

(Q2-2) 担保手形を資金化した場合の預金 (別段預金) は「除かれる預金等」に該当するか。

(A2-2)

別段預金で処理されている担保手形取立代り金は、貸付の弁済に充当するまでは担保提供者の預金であるので、「除かれる預金等」に該当するかどうかは当該担保提供者如何による。

したがって、担保提供者が金融機関の場合は「金融機関預金」として「除かれる預金等」に該当し、担保提供者が金融機関以外の場合は該当しない。

(Q2-3) 自己宛小切手の代り金（別段預金）は「除かれる預金等」に該当するか。

(A2-3)

自己宛小切手の代り金（別段預金）は、自己宛小切手の振出人たる振出銀行のものであり、「金融機関預金」として「除かれる預金等」に該当する。

なお、別段預金である金融機関預金のうち決済に用いられているものは「特定決済債務」となり、保険料計算書上、一旦「Ⅱ 除かれる預金等」で除外した上で、「Ⅴ 特定決済債務」に計上する必要がある。

(Q2-4) 口座振替の手数料を徴収する際、一旦取りまとめ店の別段預金のMT手数料口に入金させたいうえで、月締め或いは3～4営業日後に取引支店へ振込み処理をしている。
当該別段預金は、「金融機関預金」として「除かれる預金等」に該当するのか。

(A2-4)

当該預金は、「口座振替手数料」として収納企業から当該金融機関が徴収し、これを別段預金へ入金させているものであることから当該金融機関の預金であると判断でき、「金融機関預金」として「除かれる預金等」に該当する。

(Q2-5) 不渡異議申立預託金は「金融機関預金」に該当するか。

(A2-5)

異議申立提供金は、通常、手形・小切手の支払義務者である金融機関の取引先が預託する資金をもって行われており、これを一般に「異議申立預託金」という。

金融機関が異議申立提供金を手形交換所に提供する際は、通常金融機関は当該取引先から同額の異議申立預託金の提供を受ける。

したがって、当該取引先が金融機関以外であれば、「金融機関預金」には該

当しない。

なお、「異議申立預託金」は金融機関が行う資金決済に係る取引に該当することから決済債務となる（預金保険法施行令第14条の8第2号）。

また、支払義務者である金融機関の取引先が金融機関であれば、「金融機関預金」として、「除かれる預金等」に該当するため「特定決済債務」となる。

(Q2-6) 不渡異議申立提供金は「金融機関預金」に該当するか。

(A2-6)

不渡異議申立提供金とは、契約不履行、詐取、紛失、盗難等支払義務者の信用に直接かかわらない不渡事由により第2号不渡届が提出された場合、この不渡届による不渡報告や取引停止報告への記載を猶予させるために、支払銀行が手形交換所に提供する当該手形（小切手）相当額の提供金をいう。

その際の異議申立提供金は、手形交換所の規則及び細則により通常銀行協会名義の通知預金によるもの（これによれない場合には、現金又は自己宛小切手によることができる。）とされている。

手形交換所は、不渡事故解消届が提出された場合等異議申立事由を満たせば、支払銀行に対し異議申立提供金を返還することとなる。通知預金で差入れている場合には、利息を付し計算書を添付することとなっている。

したがって、当該通知預金は銀行協会の預金であり「金融機関預金」には該当しない。

3. 特定決済債務等

(Q3-1) 特定決済債務となるものについて、仮受金等の等とは何か。

(A3-1)

特定決済債務には、以下のものが該当する。

- ① 預金以外で経理されているもので、決済債務に該当するもの。
(仮受金、未決済為替借など)
- ② 別段預金の中の金融機関預金として経理されているが、決済債務に該当するもの。

(Q3-2) 保険料計算書において、自己宛小切手に関する資金（別段預金である金融機関預金）は、一旦「Ⅱ 除かれる預金等」で除外した上で、「Ⅴ 特定決済債務」に計上すればよいのか。

(A3-2)

自己宛小切手に関する資金は金融機関預金であり、また特定決済債務にも該当するため、「Ⅱ 除かれる預金等」で一旦差し引いた上で、別途「Ⅴ 特定決済債務」にも計上し、保険料計算を行うことになる。

なお、仮受金は預金ではないので、金融機関預金の対象とならない。

4. その他

(Q4-1) 破綻金融機関から事業譲渡を受けた際、預金者宛連絡不能のため返戻できなかった解約金を別段預金として受入れているが、これらは「金融機関預金」として「除かれる預金等」に該当するのか。

(A4-1)

預金者宛連絡不能のため返戻できなかったものの、当該別段預金は当該名義人の預金であることに変わりないので「除かれる預金等」には該当しない。